

## 日本語センター 入学約款

### 第1条(入学手続)

1. 入学希望者は、所定の入学申請書類を提出し、①選考料を納付するものとする。2. 入学は、在留資格認定証明書の交付および入学手続完了をもって成立する。

### 第2条(費用の内訳と返金規定)

1. 入学にかかる費用は、以下の通りとする。  
② 入学金 ③ 授業料 ④ 教材費 ⑤ 施設費 ⑥ 光熱費
2. 上記費用は、学則およびキャンセル規定に基づき算出・徴収される。

### 第3条(キャンセル・退学に伴う費用の取扱)

1. 入学希望者または在学生在がキャンセル・退学する場合、「キャンセル規定」に基づき、返金手続きを行う。
2. 返金に係る振込手数料は、原則として申請者の負担とする。

### 第4条(入学金および選考料の性質)

1. 入学金は、入学の権利に対する対価であり、原則返金されない。
2. 選考料は、入学審査業務に対する対価であり、手続未着手の場合を除き、返金されない。

### 第5条(不可抗力による取り消し)

天災、疫病、行政措置その他不可抗力により来日・入学が不可能となった場合は、可能な限り実費を控除した上で返金に応じる。

### 第6条(準拠法と紛争解決)

本約款は日本法に準拠し、万一紛争が生じた場合は、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

注:本校は日本語集中2年コース(4月始期)と日本語集中1.5年コース(10月始期)のいずれかであり、コース修了はいずれも翌々年の3月になります。コースを途中で離れる場合は退学扱いになります。なお、6か月コースはありません。コース卒業要件は、日本語集中2年コースは日本語参照枠 B2 レベル(JLPT N2)、日本語集中1.5年コースは日本語参照枠 B1 レベル(JLPT N3)となります。